

京都市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年10月12

日京都市条例第13号）（総合企画局政策推進室政策調整課）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行により郵便貯金法が廃止され、及び証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行により証券取引法の一部が改正されることに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 郵便貯金法の廃止に伴い、同法の廃止前に有していた郵便貯金等は、資産等報告書及び資産等補充報告書に記載する場合においては、預金とみなします。

2 証券取引法の一部改正等により、証券取引法の題名が金融商品取引法に改められるとともに、金銭信託の受益権を表示する証券が有価証券となったことに伴い、規定を整備します。

この条例は、平成19年10月12日から施行することとしました。

京都市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月12日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第13号

京都市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

京都市長の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「除く。」を「除く。」及び「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

(総合企画局政策推進室政策調整課)